

認定スキーパトロール規程

(参考 S A J 5 5 1 公認スキーパトロール規程)

(目的)

第1条 本規程は、広島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）教育本部規定に基づき、認定スキーパトロール（以下「スキーパトロール」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定めた事業年度をいう。

(使命)

第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供することを、その使命とする。

(理念)

第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとしてすべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきである。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティー、弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。

(目標)

第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなければならない。

- (1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー指導に関すること
- (2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること
- (3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること
- (4) 索道からの旅客救助に関すること
- (5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること

(資格)

第6条 スキーパトロールは、認定スキーパトロール検定会規程に定めた検定会に合格した者が別で定めた手続きを行なう事により資格が付与され、広島県内のスキー場で有効な資格とする。ただし、広島県外でも認定パトロール制度に賛同されるスキー場でも有効とする。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 認定スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの使命を完遂するため、資格有効期限内に、認定スキーパトロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなければならない。
- (2) スキーパトロールは、本連盟や所属団体の事業には優先的に参加しなければならない。

- (3) スキー場の常勤・非常勤・ボランティア、それぞれのスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが認定スキーパトロール研修を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停止する。資格停止中の者は、認定スキーパトロールとして活動できない。

(資格停止の解除)

第10条 スキーパトロール資格の停止を解除しようとする者は、認定スキーパトロール研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、理事会の決定により、スキーパトロールの資格を喪失する。

- (1) 全日本スキー連盟(SAJ)の会員登録規定第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(資格喪失の解除)

第12条 第11条により資格喪失した場合でも、下記条件を満たし、理事会で承認が得られた場合は資格喪失の解除ができる。ただし、資格有効にするには研修会の修了をもって有効とする。

- (1) 全日本スキー連盟(SAJ)の会員登録規定第4条の規定により、会員の資格を喪失したのち再登録し会員の資格を取得したとき
- (2) (3)項の定める資格喪失期間の年次登録料を納期までに納入したとき
- (3) 喪失期間1年は、1年分の登録料金、喪失期間2年は、2年分の登録料金、3年以上の喪失は3年分の登録料金の納入とする。

(登録料の納期)

第13条 第1条に定めるスキーパトロールは、本連盟で定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。

(公認スキーパトロール)

第14条 公益財団法人全日本スキー連盟(SAJ)の公認スキーパトロール受検者(養成講習会も含む)は本連盟のスキーパトロール資格が有効で無ければならない。

(運用開始)

第15条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

(規定の改廃)

第16条 この規程の改廃は、本連盟理事会の議決による。

2024年10月6日 制定

認定スキーパトロール検定規程

(参考 S A J 530 公認スキーパトロール検定規程)

(趣旨)

第1条 この規程は認定スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。

(年度)

第3条 本規程の年度は、本連盟の年度とする。

(実施)

第4条 検定会は、本連盟でおこなう。但し、諸事情により他県スキー連盟との合同での実施も可能とする。

(周知)

第5条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第6条 検定会の責任者・主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

- (1) 責任者は、本連盟の理事長が認めた者。
- (2) 主任検定員は、本連盟教育本部安全対策委員長が選任した者
- (3) 検定員は、本連盟で有効な公認スキーパトロール資格を有し、安全対策委員とする。ただし、他県スキー連盟との合同で行う場合は他県スキー連盟の安全対策委員長もしくはその者が指名するものとする。

(会期)

第7条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

(会場)

第8条 会場は県内1会場とする。ただし、他県スキー連盟との合同で実施する場合は県外のスキー場でも可能とし、1会場とする。

(受験資格)

第9条 検定会の受験者は、受験年度の本連盟の会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) 受験する年度の4月1日時点で20歳以上
- (2) 受験する年度の受験申込み期限までに、スキー級別テスト1級(スキープライズテスト含む)に合格した者又はスキー準指導員以上の資格が有効な者
- (3) 赤十字救急法救急員(ファーストエイドプロバイダー)認定証の交付を受け資格が有効な者か、救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。

- (4) 本連盟が実施する認定スキーパトロール養成講習会を検定会までに修了した者。
修了した養成講習会の有効期間は3カ年とする。

(合格者の手続き)

第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が交付され、公認料・年次登録料及びネームプレート代などを納入することにより、資格が認定される。

2 次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。ただし、公認スキーパトロール有資格者はこの限りでない。

(結果の報告&発表)

第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに本連盟に報告する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(検定基準)

第12条 検定基準は、別にこれを定める。

(運用開始)

第13条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、本連盟理事会の議決による。

参考 (2024 年度)

・ 県パト受験料	10.000 円
・ 県パト認定料	5.000 円
・ 県パト年次登録用	1.000 円
・ 指導者会費	1.000 円
・ ネームプレート	2.000 円

2024 年 10 月 6 日 制定

認定スキーパトロール研修規程

(参考 S A J 529 公認スキーパトロール研修規程)

(趣旨)

第1条 認定スキーパトロール研修会（以下「研修会」という。）は広島県スキー連盟（以下、「本連盟」とする。）が主催する。ただし、諸事情により、他県スキー連盟と合同で実施することも可能とする。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟年度とする。

(参加資格)

第3条 認定スキーパトロールは、本連盟の研修会に参加することができる。

- 2 公認スキーパトロール有資格者は、認定スキーパトロール研修会を免除する。
- 3 本連盟安全対策委員で研修会に役員で参加したものは研修会を修了したものとみなす。

(周知)

第4条 研修会の開催期日及び会場は、本連盟のホームページ等で周知する。

(内容)

第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営するものとする。

- (1) 研修会責任者は、本連盟理事会が指名したものとする。
- (2) 研修会は、原則として、実技3単位とし、1単位の研修時間は2時間以上とする。
- (3) 主任講師及び講師は、本連盟教育本部安全対策委員とする。ただし、他県スキー連盟と合同で実施する場合は他県スキー連盟安全対策委員とする。
- (4) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに加盟所属団体から申込みするものとする。
- (5) 研修会の主任講師は、参加者の出欠を本連盟に報告しなければならない。

(参加料)

第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める。

- 2 第3条第3項のみなし研修修了の場合の参加料は徴収しない。

(運用開始)

第7条 この規程は、2025年度は移行期間とし、2026年度より運用するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本連盟理事会の議決による。

参考 (2024 年度)

・研修会受講料 3,000 円

2024 年 10 月 6 日 制定